

令和3年6月8日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクシス
代表取締役 富村 隆一

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
株式会社シグマクシス・インベストメント
代表取締役 柴沼 俊一

株式会社シグマクシス（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社シグマクシス・インベストメント（以下「承継会社」といいます。）は、令和3年4月22日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、令和3年6月8日を効力発生日として、分割会社のアライアンス事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務の一部を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本吸収分割の効力発生日は、令和3年6月8日です。

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条の規定に基づき、令和 3 年 5 月 6 日付けで官報及び電子公告による公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割を止めることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社の株主より、会社法第 797 条第 1 項に基づく株式買取請求はありませんでした。なお、承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 6 日付けで、その株主に対して、吸収分割をする旨並びに分割会社の商号及び住所を通知しております。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 6 日付けの官報において、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行い、また、同日付けで知っている債権者に対して各別に催告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和 3 年 6 月 8 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は約 850 百万円であり、負債の額は約 0 百万円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも令和 3 年 6 月 8 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本分割契約について株主総会の承認を受けずに本吸収分割を行いました。

以 上